

令和5年5月12日

令和5年度第2回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年5月12日（金曜日） 午後1時08分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和5年5月12日（金曜日） 午後1時53分

4. 議案

- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第8号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第6号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	10番 堤 武久
13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光
17番 福士 修身	18番 安田 昌樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9番 澤田 今日一	11番 豊川 明子	12番 長野 英雄
16番 野口 友子	19番 山田 正樹	

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	3番 福士 博人	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一
11番 小泉 作郎	13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也
15番 野呂 正幸	16番 石村 英康	17番 三上 紘史
18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳
8番 山田 五月	12番 齊藤 直美	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	古 田 正 之
主 幹	工 藤 武	主 査	山 内 武 志
主 査	後 藤 吏 央	主 事	齋 藤 諒
主 事	前 田 泰 仁		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 14 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 14 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、令和 5 年度第 2 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。10 番堤武久委員、13 番中村美喜雄委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第6号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が9件、賃借権設定が7件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については、労力不足や贈与のためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大や贈与を受けるため、及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

なお、調査書記載の不許可要件については、これまでも説明しているとおり、本年4月1日から下限面積要件が廃止となっていることから、農地面積は問わず、その他記載の不許可要件に該当するかの審議を行うということになります。

それではご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（福士修身会長）

それでは、まず、2ページ目の所有権移転 申請番号27番●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●さんを入場させてください。

（●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●氏

名前は、●●●と申します。今回申請に至った理由は、元々自給自足の生活に憧れて、今回家庭菜園という形で農地を購入したいと思っていたのですが、購入できる機会がありましたので今回申請に至った形になります。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●●さん大変ご苦労様です。2点程お尋ねします。今回、下限の経営面積撤廃によって●●●さんの取得の状況が上がってきたわけですが、うち方の農業委員会では下限経営面積撤廃の第1号のケースです。これから色々な形で農業に取り組んでいくと思うんですけども、どのような農業経営を目指しているのか、今買ったのも含めてですね、その辺をお知らせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○●●●氏

今回経営という形では考えていなかったのですが、家庭菜園として農地を購入して自給自足の生活ができればと思って購入しようとしていました。

○1番（秋谷進委員）

これから、もし本格的に農業経営をやろうとするのであれば、技術的な問題が一番知りたい事項になると思います。農協さんと取引が無い場合は、農協さんに聞きにくいので、農業関係で技術的な部門はだいぶあるんですよ。市役所の農業政策課、県は東青地域県民局の農林水産事務所、それから、うち方の農業委員会、ここも皆さんプロの、青森市では最高レベルのプロの方が揃っていますので、農業委員会に相談してもらってもいいです。そういう形で相談していただければ、たいがい応援できると思いますので、頑張ってください。

○議長（福士修身会長）

他に質問ある方はいませんか。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。●●●さんご苦労様です。●●●さんのご職業が家族従業員となっていますけれども、自営業ですか。

○●●●氏

はい。私の父が個人事業主で働いていまして、その下に家族従業員という形で勤めています。

○2 番（安部浩一委員）

家業をしながら家庭菜園。長男ですか。

○●●●氏

長男です。

○2 番（安部浩一委員）

いずれは、お父様を引き継ぐという形もありえるんですか。

○●●●氏

ありえる形ではあります。

○2 番（安部浩一委員）

引継ぎながらも農業は続けていくという理解でよろしいですか。

○●●●氏

仕事自体が冬期間忙しい仕事で、春・夏は結構時間があるので、農業の方に春・夏は時間をかけてやっていきたいと思います。

○2 番（安部浩一委員）

そうですね。わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●氏 退場)

○議 長（福士修身会長）

続きまして、2 ページ目の所有権移転 申請番号 28 番の●●●●●さんは新規就農の方で、ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●●●さんを入場させてください。

(●●●●●氏 入場)

○議長（福士修身会長）

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●●氏

青森市から来ました、●●●●●と申します。申請に至った経緯は親戚の農家を手伝っているうちに自分でもやってみたいという気持ちになり申請に至りました。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。●●●●●さん、今日は大変ご苦勞様です。4点程お尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目です。今回畑を購入しようとする●●●●●さんの農地を手伝っていたようですが、●●●●●さんはどのような農業経営をやっていたのか。1点目です。

2点目、●●●●●さんに指導を受けるようですが、●●●●●さんはどのような農業をやっているのかお知らせ願いたい。これが2点目です。

3点目、現在購入しようとしている畑にりんごとぶどうが作付けされているようですが、約5反歩購入する予定ですが、どのような作物がついているのか、ついている状況がわかればお知らせ願いたい。3点目です。

4点目、りんご、桃、ぶどうと果樹栽培の経営を考えているようですが、夢があると思いますので、将来的にどのような規模までいきたいのか、これが4点目です。

以上です。よろしくお願いします。

○●●●●●氏

まず、最初に●●●●●さんの事ですけど、色んな作物をやっていたみたいで、その中でぶどう、さくらんぼ、あとは米をやっていました。●●●●●さんですけども、今は主に●●●●●さんがやっているんですけども、米とりんごと、りんごはほぼ縮小されていて、桃・さくらんぼは観光農園ということでお客さん呼んで、さくらんぼ狩り・桃狩りなどやっています。米に関しては僕も

手伝いに行って一緒にやっています。

次、3番目、りんごやぶどうは畑に苗木はありますけれども、今年で2年目・3年目の木になりますので、まだしっかりと実が獲れる状況ではありません。これから木を育てていってしっかりと収穫できるような形にしていきたいと思います。

主に果樹栽培やりたいということで、4番目の回答ですけれども、今のところ、僕一人でやっていますので規模拡大はあまり考えておらず、約5反歩の畑を申請しましたが、その中でお客さん呼んで観光農園みたいな感じで、顔の見える農家という事でやっていきたいなという希望があります。もし仲間が増えて、一緒にやりたいという方が出てきたら規模拡大も考えていきたいなと思います。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

●●●●さんは現在観光農園をやっている方なのですか。

○●●●●●氏

はい、やっています。

○1番（秋谷進委員）

だいたいどの辺でやっていますか。

○●●●●●氏

住所は四ツ石ですね。横内中学校の近くですね。

○1番（秋谷進委員）

なるほどね。現在、観光農園を实际やっているのを●●●さんはお手伝いしている。

○●●●●●氏

そうですね。ハウス掛けるときやスプレー掛けるときも、呼ばれて行ったり。観光農園が始まれば、結構お客さん来るので、お手伝いということで、お客さんの誘導だとかやっています。

○1番（秋谷進委員）

はい、わかりました。果樹は生育悪いからって抜く訳いかないので、永年作物ですので、やるにあたって十二分に土壌調査とか、その辺に力入れた方が良いでしょう。

前の方にも私お話したんですけども、技術的な指導ね、桃やるとか、ぶどうやるとか技術的指導が欲しいなという時は、青森市役所には農業政策課とか、県には東青地域県民局の農林水産事務所、当農業委員会の農業委員の方々や農地利用最適化推進委員の方々には青森市内ではトッ

プレベルの方がいますので、農業委員会の方に相談してもらって、良い人紹介してもらえますと思いますので、勉強しながら頑張ってくださいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

他に質問ある方はいませんか。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。●●●さんに確認ですけれども、●●●●の息子さんが観光農園と稲作やっていますよね。

○●●●●●氏

はい。

○2番（安部浩一委員）

そうですね。●●●さんが購入した土地の隣が●●●さんのさくらんぼ観光農園やっている。隣の隣かな。親戚付き合いみたいなことをしていたので、下の名前がわからなくて、今朝もずっと話はしていたので。今日初めて、その関係性がわかったのです。

この間様子を見に行っただけですけれども、畑の真ん中に桃の苗木を植えていましたよね。27日に我々見に行っただけですけれども、今、一番注意してもらいたいことがあります。●●●さんが耕作しているところ、毎年熊の被害というか獣道みたいになっているんですよ。毎年、年に2回から3回、必ず目撃されていて、ちょうど●●●さんが作付けしているところを通り道にして熊が行き来しているので、その辺は充分注意してもらって。ご存知かと思いますが、サル被害も多いので、●●●●さんのところが電気柵を設けて対策していますけれども、それも追々考えていかないと、費用もかかりますけれども、その辺は行政と相談しながら、取り組んでいただいて。一旦被害が出ると続くものですから、注意して作付けしていった方がいいと思います。熊の通り道になっているので、そこは充分気をつけてもらいたいと思います。以上です。

○●●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●●氏 退場)

○議長 (福士修身会長)

続きまして、3 ページ目の所有権移転 申請番号 30 番●●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●●●さんを入場させてください。

(●●●●●氏 入場)

○議長 (福士修身会長)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●●氏

自己紹介させていただきます。青森市大野の●●●●●と申します。今回の経緯についてご説明したいと思います。今回、贈与を受けようとする農地は、実家の姉名義の畑でございます。戦後食糧難の時代に両親が苦労して取得した土地でもあります。

主に母が主体となって耕作してきましたけれども、母も高齢等によりまして耕作を放棄しました。両親が死亡後、姉が引き継ぎ、私と一緒に耕作してきましたけれども、近年姉が脳腫瘍を患いまして、更に2年前には脊柱管血管症という病に侵されまして、体力的に自分はやっていけないと、ですから親の思いを継いで、弟の私に継いで欲しいとお願いがありました。私もまだ健康面には自信がありますので、引き受けることにした訳でございます。経緯はこのようなことでございます。

○議長 (福士修身会長)

どうもありがとうございました。

それでは、●●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長 (福士修身会長)

はい、秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)

1 番秋谷といいます。●●●さんご苦労様でございます。何点かお尋ねしたいと思います。下限経営面積撤廃により●●●さんのようなケースも取得できるようになったわけです。こういうケースが今後とも増えてくると思いますけれども、●●●さん、少し頑張って儲けようという考えはある

ものでしょうか。その辺お知らせ願います。

○●●●●氏

あくまでも私の場合は健康という事を考えてやってきましたので、畑で収入を得ようとか儲けようとかいうのは一切ございません。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございます。そういう意味で頑張ってください、農地を守っていただければと思います。ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

それでは5ページの賃借権設定 申請番号39番の審議を行うにあたり、鎌田清勝委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（鎌田清勝委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

これより、当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

鎌田清勝委員を入場させてください。

（鎌田清勝委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第7号及び第8号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案に関しましては、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正が令和5年4月1日から施行されており、「農用地利用集積計画」は、「農用地利用集積等促進計画」へと統合されることになっております。

ただし、基盤法の施行後2年、または今後策定されることになる地域計画の策定日までのいずれか早い日までは経過措置が適用されますので、記載の条項等については、従前の農業経営基盤強化促進法で運用してまいりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が7件、利用権設定が9件の合計16件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 6 ページから 8 ページ、利用権設定の案が 9 ページから 14 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 8 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該利用集積計画案決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 4 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 3 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第5号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が8件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第6号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で2件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○2番（安部浩一委員）

（下限面積撤廃による小規模新規就農者への質問について）

○18番（安田昌樹委員）

（相続人がいない農地の賃借の解約に係る資料について）

○事務局局長

（新規就農者へのサポートについて）

○事務局次長

（小規模新規就農者について）

（農業委員会友交会と個人積立金の引き落としについて）

（活動記録簿の提出について）

○事務局

（相続人がいない農地の賃借の解約について）

（県外視察の希望先について）

○事務局

次回の月例総会は、6月12日（月）午後1時から、場所は「柳川庁舎大会議室」での開催となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これをもちまして、令和5年度第2回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。